

阿蘇市の中小企業資金繰り支援（利子補給）について

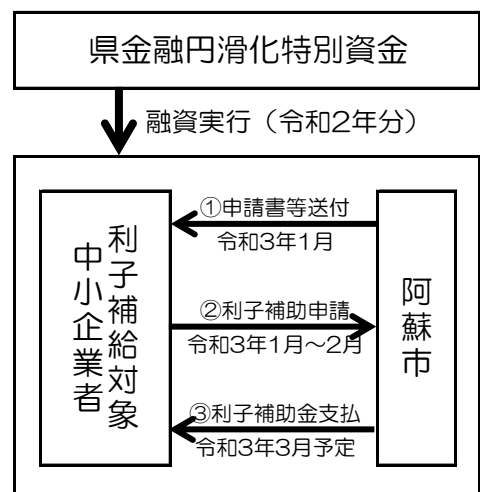
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の、更なる資金繰りの円滑化を図るため、県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、阿蘇市が利子補給を行います。

【制度の概要】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■「新型コロナウイルス感染者対策分並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者。 ■融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し阿蘇市内で事業を営んでいる者。（阿蘇市に法人市民税・市民税を納税されている者）
補給期間	■融資実行月から3年以内の最終償還日まで
利率上限	■2.3%
補給対象借入額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8,000万円 ※「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」、「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額 8,000万円を上限。）
補給の申請	■各年12月までの利子分を翌年1月～2月に申請
補給率	■全額
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■県制度融資の運用開始日から適用 ■県及び市制度融資（熊本地震分）からの借り換えが可能

【令和2年度の申請手続きの流れ】

- ① 融資を受けた事業者様に、阿蘇市から直接申請書を発送します。（令和3年1月）
- ② 申請書等をご記入のうえ、阿蘇市へご提出ください。（令和3年1月～2月）
※別途、ご利用金融機関より「利子支払実績証明書」を発行していただけてください。
- ③ 申請された利子補給額をお支払いいたします。（令和3年3月予定）



お問い合わせ

○阿蘇市役所 まちづくり課 商工物産係

☎ 0967-22-3318（直通）